

(別紙)

平成27年度河川愛護奨励金に係る注意事項

1 実施時期

この事業は、河川愛護月間（7月）における河川愛護事業に対して創設されたことから、原則として7月に実施するものとします。

特別の事情がある場合でも、遅くとも年内には実施するものとします。

2 対象河川

県の管理に係るもの（一級河川の指定区間及び二級河川）が対象です。

3 対象となる経費

下記のとおりです。

- ・ 傷害保険料
- ・ 燃料費
- ・ 軍手代、ゴム手袋代
- ・ ゴミ袋代
- ・ 草刈鎌代
- ・ ほうき、熊手代、トング、ちりとり代
- ・ 草刈機替刃代
- ・ 事務用品（写真、切手、封筒等書類作成上の必要品に限る）
- ・ 飲料代（アルコールを除く水、茶、ジュース類に限る）
- ・ 草刈機賃借料（業者からのレンタルに限る）
- ・ 乗用車草刈機賃借料（業者からのレンタルに限る）
- ・ 運搬用トラック賃借料（業者レンタルに限る）

※下線は今年度新たに補助対象となった経費です。

4 補助率は予算の範囲内で補助対象経費の1/2以内

5 積算基礎の明記

河川愛護事業費収支予算書（様式第3号）、河川愛護事業費精算書（様式第6号）については、積算基礎を必ず明記してください。

なお、支出の種別については、補助対象となる経費のみを記載してください。

6 必要書類

(1) 交付申請

要項第3条に規定されている様式のほかに、実施予定区間の位置図（1万分の1～5万分の1程度）を添付してください。

(2) 実績報告

要項第8条に規定されている様式のほかに、実施区間の位置図（1万分の1～5万分の1程度）、写真（実施前、実施中及び実施後）及び奨励金の受け取り方法等を記載した書面を添付してください。

また、申請者と振込先の口座名義人が異なる場合は、委任状（別紙様式）を添付してください。

(3) 留意点

振込先銀行名、支店名、口座番号、口座名義人（フリガナ）及び電話番号は、省略せずに正しく記載してください。（支店名やフリガナの誤り、中途での口座名義変更等があると振込ができなくなってしまう。）

また、領収書などの支出証拠書類は5年間保存してください。（監査等により、実地検査が行われる場合があります。）